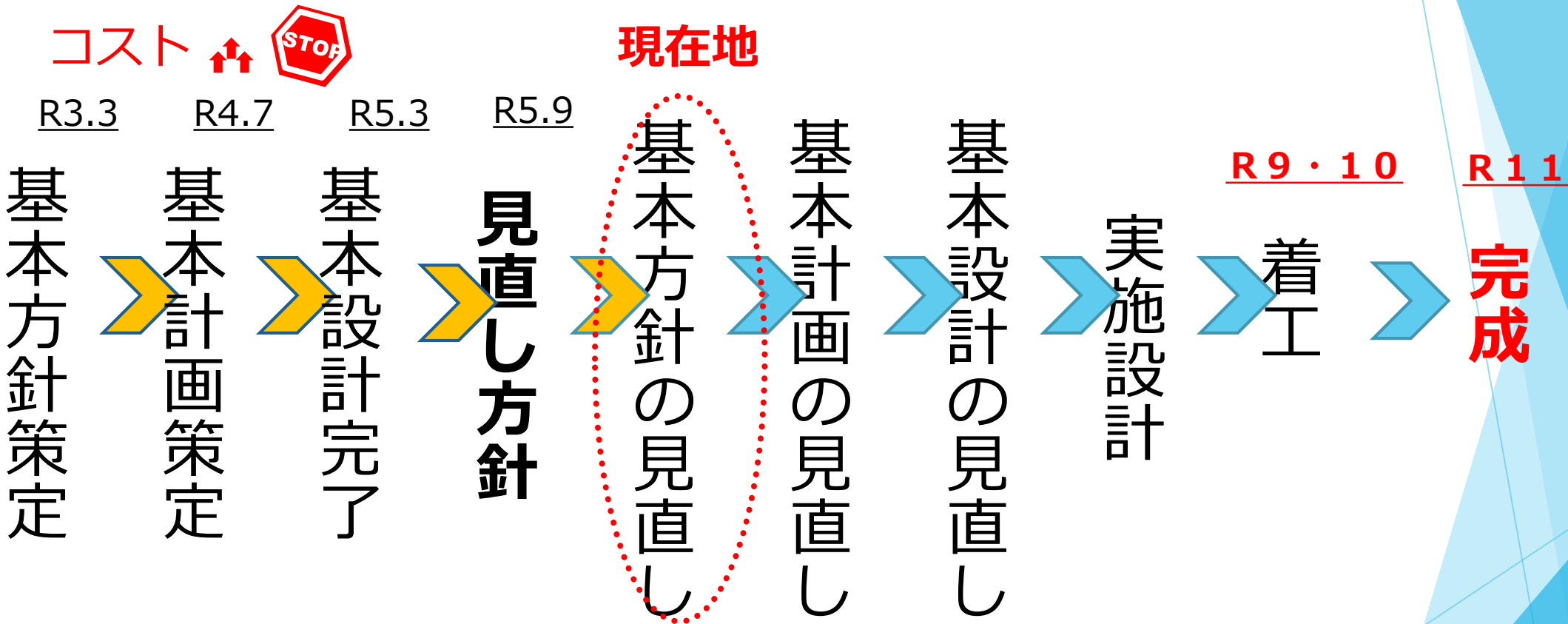


軽井沢町庁舎改築周辺整備事業について

令和6年6月14日
軽井沢町役場
新庁舎周辺整備課

現在地



はじめに ～ 本事業のこれまでの経過 ～

軽井沢町庁舎改築周辺整備事業はこれまで主に下記のような流れで進めてきました。

令和3年3月	庁舎建設及び周辺整備基本方針	策定
令和4年7月	庁舎建設及び周辺整備基本計画	策定
令和5年3月	新庁舎建設工事基本設計	完了

事業の推進にあたっては役場庁舎内部での検討や庁舎改築周辺整備事業検討委員会での議論のほか、住民の皆さんとのワークショップなどを開催してきましたが、コスト削減や情報公開の徹底などの課題から令和5年2月10日に事業の凍結を決定し、建物の機能や内容の再検討、財源の確認、時期などについて総合的に見直しを行うこととなりました。

こうしたこれまでの経緯を踏まえ、本事業について住民の皆さんにご理解いただきながら、住民の皆さんとともに本事業の見直しを行っていくため、見直すべきポイントや見直しの方法など見直しに必要な項目を整理し「軽井沢町庁舎改築周辺整備事業見直し方針」（以下「見直し方針」といいます。）としてまとめました。

基本的事項

- ◆庁舎と公民館は**令和11年度中**の開庁を目標
- ◆事業用地内の建物は、原則として取り壊し
- ◆民有地については今後取得予定

施設名	建築年度
役場庁舎	S43
中央公民館	S51
老人福祉センター	S50
(旧) デイサービスセンター (通称：まさちゃん家)	H1
(旧) 短期保護施設 (通称：くにちゃん家)	H3
中間教室	H2

第5章 □新庁舎・公民館機能拡充施設の整備範囲



なぜ庁舎の建て替えが必要なのか

【主な理由】

◆老朽化による機能不足

築56年が経過しており、エレベーターがないなどの基本的な不便さに加え、非効率的な設備や度重なる修繕などによるランニングコストの増加

◆災害時における行政機能の維持

近年発生する大規模災害に対して、行政機能を維持するため機能を持った施設が必要

◆DX推進・サービス&利便性の向上

デジタル技術が発展し、役場に来庁し申請手続などを行うことが減っていくが、それに対応した機能が必要

なぜ公民館の建て替えが必要なのか

【主な理由】

◆公民館機能の圧迫

教育委員会事務室の拡大や役場会議室として使用することが多いため、本来の公民館利用者に不便を強いている。

◆老朽化による機能不足

築48年が経過し、設備面の老朽化に加え、利用者のニーズも変わってきていることに対応する機能がないこと

◆公民館の運営方針の再検討

社会教育法に基づく利用の制限などにより、新たな利用ニーズに対応した運営の見直しと、それに対応した機能が必要となっている。

中央公民館の現状

- ▶ 中央公民館は社会教育法第20条に基づく町の施設
- ▶ 会議室は利用率が高く、災害時には避難所として重要な役割を担っている。

(登録団体＋一般団体＋町)

※大きな会議などは役場でなく、中央公民館を借りている（会議室を共用）

- ▶ 近年の時代の流れ（公民館⇒公の施設（市民センター））

なにが違うかというと・・・【営利目的が可能など、活動の幅が広がる】

今後の大まかな利用の形態として

公民館

- これまでの利用
を維持

公の施設

- これまでの利用
⇒新たな利用

公民館＋公の施設

- これまでの利用
＋新たな利用

〈文部科学省発行のパンフレット「公民館」より〉

◎公民館の役割

公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。

「つどう」…公民館は、生活のなかで気軽に人々が集うことのできる場です。

いろいろな人と一緒に相互学習や共同学習をしたり、集会等を行ったりすることができます。

「まなぶ」…公民館は、自らの興味関心に基づいて学習したり、社会の要請にこたえるための知識や技能を学んだりすることができる場です。

「むすぶ」…公民館は、地域の様々な機関や団体の間にネットワークを形成します。

学びの成果や活動の輪を地域の中で広げ、新たな活動を生み出すことができます。

◎ 公民館でできること、できないこと

1 社会教育法で規定する事業及び基本方針

(公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令で禁じられたものは、

この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

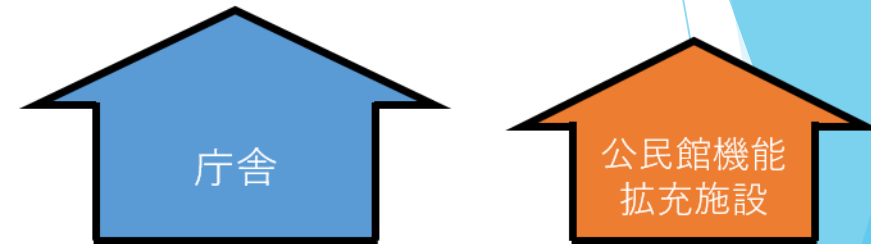
2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

見直しにあたっての検証パターン（1）

（※あくまでイメージです）

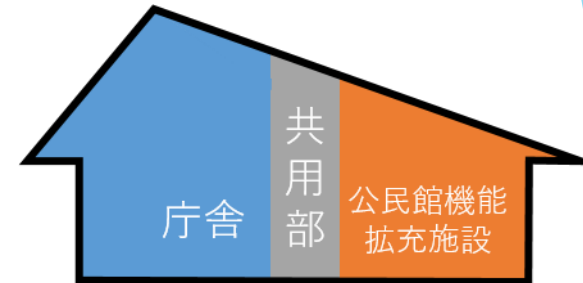
A. 分棟案

当初計画のように庁舎と公民館機能拡充施設を別々の建物として独立して建築します。



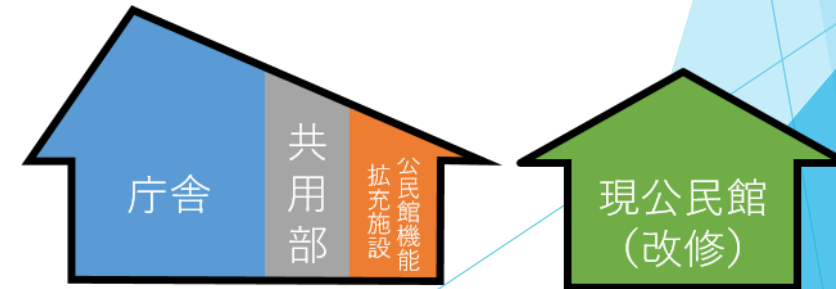
B. 一体化案

庁舎と公民館機能拡充施設を 1 つの建物として建築し、会議室や交流スペース等、共用できるものは共用部に集約します。



C. 公民館改修案

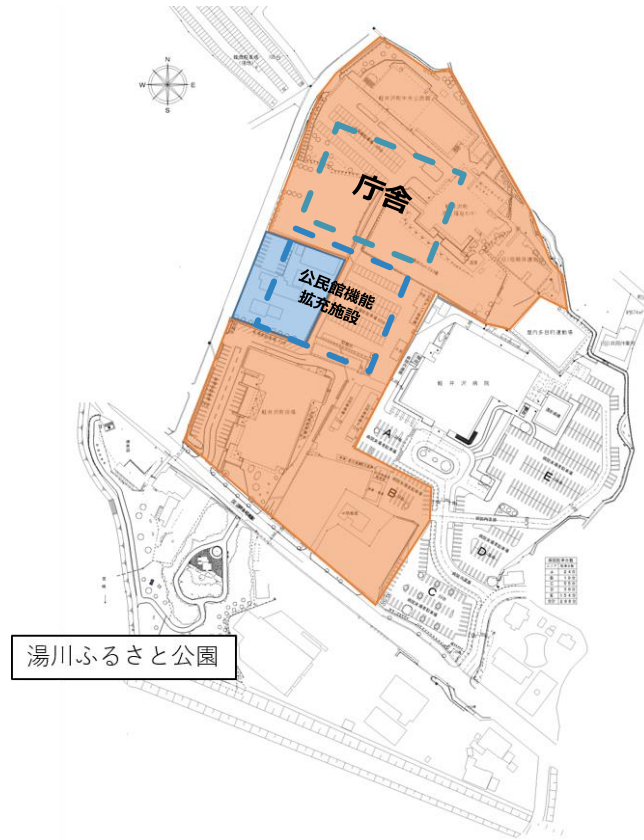
既存の中央公民館を改修するとともに、足りない機能や必要なスペースを庁舎と組みわせて建築します。



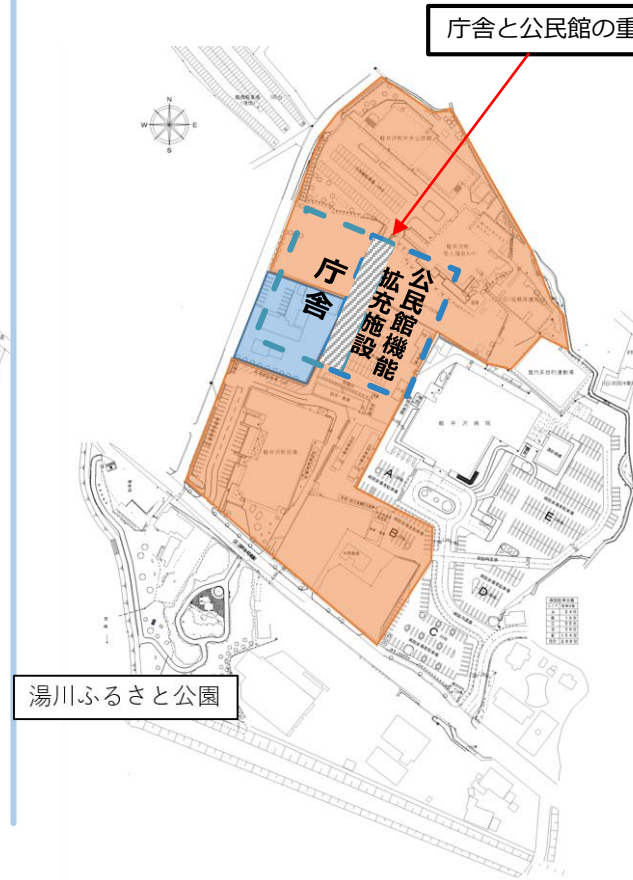
見直しにあたっての検証パターン（2）

A～C案について、おおよその配置を以下のようにイメージとして示します。（※あくまでイメージです）

A. 分棟案



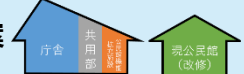
B. 一体化案



C. 公民館改修案



見直しにあたっての検証パターン（3）

検討項目	A. 分棟案 	B. 一体化案 	C. 公民館改修案 
(1) 国道への顔づくり	公民館機能拡充施設の町民活動が垣間見え、その賑わいが顔となる	緑あふれるオープンスペースを形成。森の庁舎としての顔となる	B と同じ
(2) 駐車場へのアプローチ	各案共通 【国 道 側】 病院の新規アプローチ道路を介しての乗り入れ 【西側道路】 既存公民館駐車場出入口付近からの乗り入れ あああ		
(3) 駐車場の利便性	まとまりある計画で使いやすい	国道側、既存公民館側の2カ所に分散（ただし構内道路によって接続）	まとまりがあるうえ、病院との一体的な利用も可能
(4) 施設間のアクセス性	分棟のため、一度外に出る必要がある（ただし、底で接続可能）	一体型なので、内部で接続可能	既存公民館とは2階連絡通路（庇付き・屋外）での行き来を想定（ただし、一部の公民館諸室は庁舎と一体のため、内部で接続可能）
(5) 建替え時の影響	庁舎、公民館とも使いながらの建替えが可能	A と同じ	既存公民館の改修工事が発生するため、改修中は既存公民館が使えない（ただし、新庁舎の共用部分の完成後、一部の公民館機能（1,500㎡分の公民館分スペース）を利用可能） 新庁舎の配置上、既存の公民館の駐車場が使えない（ただし、臨時駐車場などの細かな調整により対応可能）
(6) コスト指数 （当初の基本設計時を100として面積換算）	88	80	76

基本方針策定まで

